

## ○特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 13 条第 3 項の規定により、設立認証を次のとおり取り消した。

令和 6 年 4 月 1 日

高知県知事

### 1 取消しを受けた団体の名称及び主たる事務所所在地

- (1) 特定非営利活動法人高知県雇用創出連合会  
高知県高知市大川筋 2 丁目 9 番 5 号
- (2) 特定非営利活動法人地域支援農業サロン  
高知県安芸市井ノ口乙 395 番地 2

### 2 代表者の氏名

- (1) 門田 征兵衛
- (2) 宇田 尚郎

### 3 認証日

- (1) 平成 21 年 3 月 4 日
- (2) 平成 21 年 4 月 8 日

### 4 認証の取消日

令和 6 年 4 月 1 日

### 5 認証取消に至った理由

特定非営利活動促進法第 29 条に規定する事業報告書等の提出が、3 年以上にわたって行われていないため。